女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画



令和3年4月 広島県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等・・・・・・	1
3	状況把握 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
4	女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組	
	(1) 数値目標 •••••••••••••	4
	(2) 取組 •••••••••••	4
5	実施状況の父表・・・・・・・・・・・・・・・・	5

広島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第19条に基づき、広島県後期高齢者医療広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて改正を行う。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の 策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価 等について協議を行うこととする。

3 状況把握

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき,広域連合において,女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し,改善すべき事項について分析を行った。

① 男女の平均した継続勤務年数の差異

広域連合職員は、県・県内市町からの派遣及び国保連合会からの研修員で構成されており、性別を問わず派遣協定等により派遣(研修)期間は2年から3年となっている。

② 各役職段階に占める女性職員の割合

広域連合職員は、県・県内市町からの派遣及び国保連合会からの研修員で構成されており、派遣元の判断により派遣されるもので、広域連合が性別の 選択をすることはできない。

	平成27年4月1日		平成31年4月1日			
役職	人数	うち 女性職員数	女性職員の割合	人数	うち 女性職員数	女性職員の割合
事務局長	1人	0人	0. 0%	1人	0人	0. 0%
事務局次長	1人	人〇	0. 0%	1人	0人	0. 0%
課長	2人	0人	0. 0%	2人	0人	0. 0%
課長補佐	1人	0人	0. 0%	1人	0人	0. 0%
係長	4人	1人	25. 0%	4人	2人	50. 0%
専門員	11人	78	72. 7%	8人	4人	50. 0%
主任	3人	0人	0. 0%	5人	3人	60. 0%
主任主事	5人	2人	40. 0%	9人	6人	66. 6%
主事	7人	3人	42. 9%	4人	2人	50. 0%
合計	35人	14人	40. 0%	35人	17人	48. 6%

③ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

令和元年度実績

月	総時間外勤務時間	一人当たり時間数	月45時間超の職員数
4月	570時間	18. 4時間	3人
5月	500時間	16. 1時間	1人
6月	750時間	24. 2時間	6人
7月	644時間	20. 8時間	5人
8月	315時間	10.2時間	0人
9月	212時間	6. 8時間	0人
10月	478時間	15.4時間	0人
11月	389時間	12. 6時間	2人
1 2月	447時間	14. 4時間	2人
1月	283時間	9. 1時間	0人
2月	406時間	13.1時間	2人
3月	427時間	13.8時間	0人
合 計	5,421時間	174. 9時間	21人
月平均	451.8時間	14.6時間	1.8人

④ 男女別の育児休業取得率(※)

令和元年度実績

男女別	育児休業取得率
男性職員	0. 0%
女性職員	0. 0%

- ※ 出産した女性職員及び配偶者が出産した男性職員に対する本休暇を 取得した者の割合
- ⑤ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率(※)

令和元年度実績

休暇種別	休暇取得率
配偶者出産休暇	0. 0%
育児参加のための休暇	0. 0%

※ 配偶者が出産した男性職員に対する本休暇を取得した者の割合

⑥ 年次有給休暇取得率(※)

令和元年度実績の職員一人当たりの平均年次有給休暇取得率は53.2% (約10日7時間)となっているが、職員ごとに見ると、次表に示すとおり 個人差が大きい。

令和元年度実績

取得率(日数)	人数
25% (5日) 未満	7人
25% (5日) 以上50% (10日) 未満	11人
50% (10日) 以上75% (15日) 未満	8人
75% (15日) 以上	10人

※年次有給休暇取得可能日数(20日)に対する取得した日数の割合

⑦ ハラスメント等対策の整備状況

管理職員による個人面談を通じて、職員が抱える問題等について、相談できる機会を設けている。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

3における状況把握及び分析の結果,女性職員の活躍を推進するため,次に掲げる数値目標を設定し、その達成に向けた取組を実施する。

(1)数值目標

- ① 職員ごとの年次有給休暇取得率を60%(12日)以上とする。
- ② 職員一人当たりの年間総超過勤務時間の平均を150時間未満とする。
- ③ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率をそれぞれ 100%にする。
- ④ 令和7年度までに管理的地位にある女性職員を1人以上にする。

(2) 取組

- ① 管理職員は、年次有給休暇取得目標を職員に周知するとともに、子供の学校行事日や家族の記念日などには年次有給休暇を積極的に取得するよう促し、仕事と家庭の充実に向けた環境整備に努めるものとする。また、ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間、年末年始等の休日を組み合わせた連続休暇の取得を奨励する。
- ② 毎週水曜日と手当支給日(※)を定時退庁日に設定し、管理職員は各職員に早期退庁を促す。
 - ※ 毎月20日。ただし、その日が土日祝日に当たる場合は、その日 より前の直近の開庁日とする。
- ③ 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- ④ 管理職員は、男性の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇制度及び取得目標を職員に周知し、計画的に休暇を取得できるよう促す。

- ⑤ 育児休業を希望する職員がいる場合,管理職員は,速やかに育児休業後の業務体制を整備し,当該職員が円滑に休業に入れるよう努めるものとする。
- ⑥ 広域連合職員は、原則、県・県内市町からの派遣で構成されている ため、派遣元に対して本計画の趣旨を説明し、出来るだけ管理的地位 にある職に適している女性職員の派遣を依頼する。
- ⑦ 管理職員は、ハラスメント等の防止を図るため、日頃から相談しや すく働きやすい職場環境を整えるように努める。

5 実施状況の公表

この計画に基づく毎年度の実施状況を把握し、毎年公表するものとする。